取扱注意

林 業 土 木

積 算 基 準

（令和８年10月20日以降適用）

令和８年10月22日 一部改定・訂正

令和８年10月29日 一部訂正

新潟県農林水産部

第４節　打　継　面　処　理

４－１　チッピング　　S1735

４－１－１　適 用 範 囲

本歩掛は、旧コンクリートにコンクリートを打継ぐ場合に適用するものとし、継続工事の打継面処理には適用しない。

４－１－２　施 工 歩 掛

（10㎡当たり）

名　　称	規　　格	単位	数　量	摘　　要
一　般　世　話　役		人	0.10	
特　殊　作　業　員		〃	0.40	
普通作業員（山林砂防工）		〃	0.30	
諸　　雑　　費		%	26	

備考　諸雑費は、空気圧縮機賃料、さく岩機損料及びロッド、ビット等の費用として、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

４－２　打継面清掃　　S1740

４－２－１　適 用 範 囲

本歩掛は、平均厚さ１ｍ程度以上のマッシブなコンクリート構造物を打継ぐ場合の打継面のレイタンス除去、水洗い等に適用する。

４－２－２　施 工 歩 掛

（10㎥当たり）

名　　称	規　　格	単位	数　量	摘　　要
一　般　世　話　役		人	0.02	
普通作業員（山林砂防工）		〃	0.10	
諸　雑　費　率		%	12	

備考　諸雑費は、高圧洗浄機、発動発電機等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。